

会 員 各 位

一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会
会 長 吉 田 治 伸
設備管理委員会
委員長 長 谷 明 彦

低濃度 P C B 廃棄物の期限内処理をお願いします（お知らせ）
～処分期間は 2027 年 3 月 31 日までです～

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素から当協会の事業にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

既にご案内のことと存じますが、低濃度 P C B 廃棄物の処分期間は 2027 年 3 月 31 日までとされております。古い建物の蛍光灯の安定器、受変電設備の変圧器、コンデンサー等には P C B が使用されている可能性がありますので、今一度、該当設備における P C B 含有の有無をご確認いただき、処分期間（2027 年 3 月 31 日まで）に適正に処理をしていただくようお願いします。

特に、受変電設備については、P C B 含有の有無の確認・処分は 1 年に 1 回の停電点検時の作業となります。設備によっては、次回の停電点検が処分期間（2027 年 3 月 31 日まで）における最終の点検となる場合もありますので、期限内に処分が終了するよう停電点検の時期にご注意願います。

また、P C B 含有の有無の確認にあたっては、銘板確認が必要となりますが、通電中の変圧器やコンデンサーに近づくと感電の恐れがあり、非常に危険です。必ず電気主任技術者等へ相談し、安全な方法で確認してください。

なお、環境省のホームページに「低濃度 PCB 廃棄物早期処理情報サイト」が設けられておりますので、参考になしてください。

（このお知らせの内容は、当協会ホームページにも掲載します。）

○環境省 低濃度 PCB 廃棄物早期処理情報サイト

<https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/teinoudo-soukishori/>

- ・（チラシ）あなたの作業場や倉庫は大丈夫!?

https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/teinoudo-soukishori/pdf/flyer_2503.pdf

- ・（パンフレット）調べて適切に処分!!低濃度 PCB 廃棄物

https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/teinoudo-soukishori/pdf/pamphlet_2503.pdf

- ・（パンフレット）ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて

https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/soukishori/download/pdf/full19_2311.pdf

- ・低濃度 PCB に汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き

https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/teinoudo-soukishori/about/pdf/pdf_basics.pdf



<問合せ先> 一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会事務局（鈴木）

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目 1 番 10 号 伏見フジビル 8 階

T E L : 052-265-7536 / F A X : 052-265-7537

協会 H P お問い合わせフォーム:<https://www.aichi-bma.jp/contact/index.html>

E-mail : info@aichi-bma.jp 又は aichibm@lilac.ocn.ne.jp